

申告時に必要なもの

対象	必要書類など	
申告者全員	・「マイナンバーカード」または「マイナンバーが記載された住民票の写し」等のマイナンバー確認書類 ・運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳、年金手帳、在留カードなどの本人確認書類	
扶養親族・事業専従者がいる方	扶養親族、事業専従者のマイナンバー確認書類	
所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票
	事業(営業・農業)・不動産所得者	収入・経費・減価償却費の分かる帳簿や領収書など
	雑・一時所得者	収入・必要経費が分かる書類など
控除に関するもの	社会保険料控除	社会保険料(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金等)の控除証明書や領収書
	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	地震保険料控除	
	医療費控除(※)	医療費控除の明細書、医療費控除の特例制度を受ける方はセルフメディケーション税制の明細書
	障害者控除	障害者手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書など
	寄附金税額控除	寄附金の受領証明書など

- * (※)医療費控除は、領収書の添付または提示では適用できません
- * 医療費控除以外の控除は、証明書・領収書などの原本の添付、または提示が必要です
- * 所得・控除の種類や必要書類などは一般的な例を示しています。不明な点は市民税課へお問い合わせください

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いします

●申告会場の密を避けるため郵送による申告にご協力を

申告書と一緒に送付した「申告書の書きかた」に記載例を掲載しています。該当欄に記入し、郵送で市民税課へご提出ください。

●申告会場ではマスクの着用を

マスクの着用、手洗い、手指の消毒など、感染予防にご協力ください。

●すいている時間帯の来場にご協力を

申告会場の混雑状況を右記の二次元コードからご確認ください。



所得の申告をお願いします

●障害者手帳をお持ちの方へ

下記の制度を利用する方は、原則、所得の申告が必要です。

- ・重度心身障害者医療費助成制度
- ・重度心身障害者手当支給制度
- ・福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券交付制度

確定申告や市・県民税の申告がなかった場合、所得判定ができず制度が利用できなくなる場合があります。

☎障害福祉課 ☎963-9164

●国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の方へ

収入がなかった、扶養となっているなどの理由で確定申告や市・県民税の申告をしない方でも、国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方は、保険税(料)の算定のために申告が必要です。世帯に一人でも未申告の方がいると、均等割の軽減判定や高額医療費の所得判定ができず、不利益となる場合があります。

☎国保年金課▷国民健康保険に加入の方…☎963-9146、▷後期高齢者医療制度に加入の方…☎963-9170

市ホームページで市・県民税申告書を作成できます

作成した申告書を印刷し、必要書類を添えて市民税課へご郵送ください。

●作成ページへのアクセス方法

「暮らし・市政」→「暮らし・手続き」→「税金」→「市民税・県民税」→「個人住民税の試算と申告書の作成」

さらに便利に! 2月1日(火)からd払い、au PAY、J-Coin Payを利用して市税・国民健康保険税を納付できるようになりました

☎収納課 ☎963-9141

納付できる税目

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

納付に必要なもの

バーコードが印刷された納付書、スマートフォン(スマートフォン以外の従来型の携帯電話は不可)

納付方法

各アプリ内の読み取りメニューをタップし、納付書のバーコードを読み取る

あっという間に3万人突破!ますます広がっています!
自宅でも。オフィスでも。旅先でも。いつでも、どこでも、スマホ納税



⚠️ 注意事項 ⚠️

- ・バーコードの印刷がない納付書、バーコードが読み取れない納付書、納期限または使用期限を過ぎた納付書は使用できません
- ・領収書は発行されません。領収書や軽自動車税(種別割)の車検用納税証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口でご納付ください
- ・金融機関等の窓口で納付書を提示し、現金の代わりにスマートフォン決済アプリを利用して納付することはできません

最新情報は、右記の二次元コードから市ホームページをご確認ください



「うっかり」防止派のあなたには口座振替がお勧めです♪

各スマートフォン決済アプリでの納付は、納付書ごとの支払いとなります。納付書ごとの支払いが面倒な方は、一度の手続きで自動的かつ継続的に納付できる口座振替をぜひご利用ください!

Instagramの公式アカウントを開設しています

アカウント名

@koshigacity_official



市では、Instagramの公式アカウントで、越谷市の魅力を配信しています。下記の二次元コードから、フォローをお願いします。

また、皆さんがInstagramで市内の写真を投稿する際は、ぜひ「#こしがやジェニック」をつけてご投稿ください。

☎広報シティプロモーション課 ☎967-1325

掲載した市役所各課の電話番号は直通番号です
市外局番は(048)です

かぜのような症状がある場合は来所をお控えください
来所時はマスクの着用および手洗い・消毒をお願いします